

2020 年 9 月 15 日

放送番組同時配信について

公益社団法人 日本文藝家協会
著作権管理部 長尾玲子

1. 集中管理・放送事業者との契約の実態
 - ・教育関係での著作権使用がある著作者数を母数としてカバー率は 33%。
 - ・日本文藝家協会の著作権管理は信託契約ではなく委託契約なので、委託する分野を細かく選択できる。公衆送信委託契約がないのは 10%程度。
 - ・放送事業者との放送同時配信の契約
NHK、在京民放 5 社とそれぞれ覚書を交わしている。
 - ・放送を許諾し、配信を許諾しない場合
現在まで、その例はない。
2. 放送事業者からの要望事項に対しての意見
 - ① 現行の契約を、放送同時配信を前提とした契約に改める方針
申請も許諾も放送と配信を一括して処理する。
 - ② アウトサイダーにも年に数回、できる限り委託契約をするように案内を
しており、委託契約がない場合も、多くの著作権者の連絡先は把握して
いるので、事業者からの申請の転送は可能。
多くの出版契約は原作使用などの二次使用を出版社に委託する内容にな
っている。原作使用が原作書籍の売り上げに直結することから、出版社
は原作使用の権利処理は積極的と思える。
 - ③ 対象とするサービスの範囲は、申請時に、その時点で考えられる範囲を
明記していただきたい。
 - ④ 現在、放送事業者を 3 段階に分けて著作権使用料を設定している。ロー
カル局の配信の場合、公衆送信は地域限定ではないので、この設定では
読めなくなる。放送事業者との協議が必要。
 - ⑤ 当事者間の契約を尊重することを前提にしつつ、新たな法整備に際して
は、詳細に個別具体的な条文とすると、技術の進歩に法整備が追い付か
ず、利便性の著しく低い縛りが生じることは明らかなので、条文作成時
には熟考を願いたい。
 - ⑥ 裁定制度は、放送は同時配信に限らず、簡素化が急務であると考える。
裁定申請から供託金支払いまで、できるところから速やかに電子化に取り
組むべきである。

以上